

用 語 の 説 明

- 1 「**世帯**」とは、住居及び生計を共にする者の集まり又は独立して住居を維持し、若しくは独立して生計を営む単身者をいう。
- 2 「**世帯主**」とは、年齢や所得にかかわらず、世帯の中心となって物事をとりはかる者として世帯側から報告された者をいう。
- 3 「**世帯員**」とは、世帯を構成する各人をいう。
なお、調査日現在、一時的に不在の者はその世帯の世帯員としているが、単身赴任している者、遊学中の者、社会福祉施設に入所している者などは世帯員から除いている。
- 4 「**世帯構造**」は、次の分類による。
 - (1) 単独世帯
世帯員が1人だけの世帯をいう。
 - (2) 核家族世帯
 - ア 夫婦のみの世帯
世帯主とその配偶者のみで構成する世帯をいう。
 - イ 夫婦と未婚の子のみの世帯
夫婦と未婚の子のみで構成する世帯をいう。
 - ウ ひとり親と未婚の子のみの世帯
父親又は母親と未婚の子のみで構成する世帯をいう。
 - (3) 三世代世帯
世帯主を中心とした直系三世代以上の世帯をいう。
 - (4) その他の世帯
上記(1)～(3)以外の世帯をいう。
- 5 「**世帯類型**」は、次の分類による。
 - (1) 高齢者世帯
65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の者が加わった世帯をいう。
※ 2023（令和5）年以前の定義：65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。
 - (2) 母子世帯
死別・離別・未婚で、現に配偶者のいない65歳未満の女と20歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成している世帯をいう。
 - (3) 父子世帯
死別・離別・未婚で、現に配偶者のいない65歳未満の男と20歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成している世帯をいう。
 - (4) その他の世帯
上記(1)～(3)以外の世帯をいう。
- 6 「**家族形態**」は、次の分類による。
 - (1) 単独世帯
世帯に1人だけの場合をいう。
 - (2) 夫婦のみの世帯
配偶者のみと同居している場合をいう。
 - (3) 子と同居
 - ア 子夫婦と同居
 - イ 配偶者のいない子と同居

未婚の子、配偶者と死別・離別した子及び有配偶であるが、現在配偶者が世帯にいない子と同居している場合をいう。

(4) その他の親族と同居

子と同居せず、子以外の親族と同居している場合をいう。

(5) 非親族と同居

上記(1)～(4)以外で、親族以外と同居している場合をいう。

7 「児童」とは、18歳未満の者をいう。

※ 2023(令和5)年以前の定義：18歳未満の未婚の者をいう。

8 児童のいる世帯における「母」とは、世帯内で最も年少の児童(以下「末子」という)の母をいう。なお、表6・図7(8頁)では、末子の母のいない世帯を集計対象から除いている。

9 「仕事あり」とは、2025(令和7)年5月中に所得を伴う仕事をしていたことをいう。ただし、同月中に全く仕事をしなかった場合であっても、次のような場合は「仕事あり」とする。

(1) 雇用者であって、2025(令和7)年5月中に給料・賃金の支払いを受けたか、又は受けることになっていた場合(例えば、病気で休んでいる場合)

(2) 自営業者であって、自ら仕事をしなかったが、2025(令和7)年5月中に事業は経営されていた場合

(3) 自営業主の家族であって、その経営する事業を手伝っていた場合

(4) 職場の就業規則などで定められている育児(介護)休業期間中であった場合

なお、「仕事あり」は以下の勤めか自営かの別①～⑩に分類される。

① 一般常雇者(契約期間の定めのない雇用者)

② 一般常雇者(契約期間が1年以上の雇用者)

③ 1年以上1年未満の契約の雇用者

④ 日々又は1月未満の契約の雇用者

⑤ 会社・団体等の役員

⑥ 自営業主(雇人あり)

⑦ 自営業主(雇人なし)

⑧ 家族従業者

⑨ 内職

⑩ その他

10 「正規の職員・従業員」及び「非正規の職員・従業員」は、次の勤め先での呼称の分類による。

(1) 正規の職員・従業員とは、一般職員又は正社員などと呼ばれている者をいう。

(2) 非正規の職員・従業員とは、以下の呼称で呼ばれている者をいう。

ア パート、アルバイト

就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている者をいう。

「パート」か「アルバイト」かはっきりしない場合は、募集広告や募集要領又は雇用契約の際に言われたり、示された呼称による。

イ 労働者派遣事業所の派遣社員

労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて働いている者をいう。

この法令に該当しないものは、形態が似たものであっても「労働者派遣事業所の派遣社員」とはしない。

ウ 契約社員

専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用されている者又は雇用期間

の定めのある者をいう。

エ 嘱託

労働条件や契約期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている者をいう。

オ その他

上記ア～エ以外の者をいう。

なお、勤め先での呼称は、上記9「仕事あり」を勤めか自営かの別①～⑩に分類したものうち、役員以外の雇用者である①～④について分類したものである。

- 11 「中央値」とは、所得を低いものから高いものへと順に並べて2等分する境界値をいう。
- 12 「所得五分位階級」は、全世帯を所得の低いものから高いものへと順に並べて5等分し、所得の低い世帯群から第Ⅰ・第Ⅱ・第Ⅲ・第Ⅳ及び第Ⅴ五分位階級とし、その境界値をそれぞれ第Ⅰ・第Ⅱ・第Ⅲ・第Ⅳ五分位値（五分位境界値）という。
- 13 「所得の種類」は、次の分類による。
- （1）稼働所得
- 雇用者所得、事業所得、農耕・畜産所得、家内労働所得をいう。
- ア 雇用者所得
- 世帯員が勤め先から支払いを受けた給料・賃金・賞与の合計金額をいい、税金や社会保険料を含む。
- なお、給料などの支払いに代えて行われた現物支給（有価証券や食事の支給など）は時価で見積もった額に換算して含めた。
- イ 事業所得
- 世帯員が事業（農耕・畜産事業を除く。）によって得た収入から仕入原価や必要経費（税金、社会保険料を除く。以下同じ。）を差し引いた金額をいう。
- ウ 農耕・畜産所得
- 世帯員が農耕・畜産事業によって得た収入から仕入原価や必要経費を差し引いた金額をいう。
- エ 家内労働所得
- 世帯員が家庭内労働によって得た収入から必要経費を差し引いた金額をいう。
- （2）公的年金・恩給
- 世帯員が公的年金・恩給の各制度から支給された年金額（2つ以上の制度から受給している場合は、その合計金額）をいう。
- （3）財産所得
- 世帯員の所有する土地・家屋を貸すことによって生じた収入（現物給付を含む。）から必要経費を差し引いた金額及び預貯金、公社債、株式などによって生じた利子・配当金から必要経費を差し引いた金額（源泉分離課税分を含む。）をいう。
- （4）公的年金・恩給以外の社会保障給付金
- ア 雇用保険
- 世帯員が受けた雇用保険法による失業等給付等をいう。
- イ 児童手当等
- 世帯員が受けた児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当等をいう。
- ウ その他の社会保障給付金
- 世帯員が受けた上記（2）、（4）ア、イ以外の社会保障給付金（生活保護法による扶助など）をいう。ただし、現物給付は除く。
- （5）仕送り・企業年金・個人年金等・その他の所得
- ア 仕送り
- 世帯員に定期的又は継続的に送られてくる仕送りをいう。
- イ 企業年金・個人年金等

公的年金以外で世帯員等が一定期間保険料（掛金）を納付（支払い）したことにより年金として支給された金額をいう。

ウ その他の所得

上記（１）～（４）、（５）ア、イ以外のもの（一時的仕送り、冠婚葬祭の祝い金・香典、各種祝い金等）をいう。

14 **「生活意識」**とは、調査日現在での暮らしの状況を総合的にみてどう感じているかの意識を、世帯主又は世帯を代表する者が５区分（「大変苦しい」「やや苦しい」「普通」「ややゆとりがある」「大変ゆとりがある」）から選択回答したものである。

15 **「可処分所得」**とは、所得から所得税、住民税、社会保険料、固定資産税・都市計画税及び自動車税等を差し引いたものであり、手取り収入に相当する。

16 **「等価可処分所得」**とは、世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整したものをいう。

17 **「貧困率」**とは、OECD の作成基準に基づいて算出した次のものをいう。また、「大人」とは18歳以上の者、「子ども」とは17歳以下の者をいい、「現役世帯」とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

なお、算出に用いている「所得」には、現金給付として受給した社会保障給付金が含まれるが、社会保障給付金の現物給付等は含んでいない。

（１）相対的貧困率

貧困線に満たない世帯員の割合をいう。貧困線とは、等価可処分所得の中央値の半分の額をいう。

（２）子どもの貧困率

17歳以下の子ども全体に占める、貧困線に満たない17歳以下の子どもの割合をいう。

（３）「子どもがいる現役世帯」の貧困率

ア 「大人が一人」の貧困率

現役世帯のうち「大人が一人と17歳以下の子どもがいる世帯」に属する世帯員の中で、貧困線に満たない当該世帯の世帯員の割合をいう。

イ 「大人が二人以上」の貧困率

現役世帯のうち「大人が二人以上と17歳以下の子どもがいる世帯」に属する世帯員の中で、貧困線に満たない当該世帯の世帯員の割合をいう。

18 **「貧困率の算出における等価可処分所得（OECD 作成基準に基づく）」**とは、下記により算出した所得である。所得のない子ども等を含め、すべての世帯員に割り当てられる。

旧基準：等価可処分所得 ＝ （総所得 － 拠出金） ÷ √世帯人員

新基準：等価可処分所得 ＝ （総所得 － 拠出金 － 掛金 － その他） ÷ √世帯人員

			旧 基 準	新 基 準
【所得】				
総所得	当初所得		雇用者所得 事業所得 農耕・畜産所得 家内労働所得 財産所得 仕送り 企業年金・個人年金等 その他の所得	雇用者所得 事業所得 農耕・畜産所得 家内労働所得 財産所得 仕送り 企業年金・個人年金等 その他の所得
	社会保障給付		公的年金・恩給 雇用保険 児童手当等 その他の社会保障給付金	公的年金・恩給 雇用保険 児童手当等 その他の社会保障給付金
【支出】				
拠出金等	拠出金	税金	所得税 住民税 固定資産税	所得税 住民税 固定資産税・都市計画税 自動車税・軽自動車税・自動車重量税
		社会保険料	医療保険料 年金保険料 介護保険料 雇用保険料	医療保険料 年金保険料 介護保険料 雇用保険料
	掛金			企業年金掛金
	その他			仕送り

- 19 「入院者」とは、病院、診療所又は介護保険施設に入院又は入所している者をいう。
- 20 「有訴者」とは、世帯員（入院者を除く。）のうち、病気やけが等で自覚症状のある者をいう。
- 21 「有訴者率」とは、人口千人に対する有訴者数をいう。分母となる世帯人員には入院者を含むが、分子となる有訴者には、入院者は含まない。
- 22 「通院者」とは、世帯員（入院者を除く。）のうち、病気やけがで病院や診療所、あんま・はり・きゅう・柔道整復師に通っている者をいう。
- 23 「通院者率」とは、人口千人に対する通院者数をいう。分母となる世帯人員には入院者を含むが、分子となる通院者には、入院者は含まない。
- 24 「こころの状態」には、K 6 という尺度を用いている。K 6 は米国の Kessler らによって、うつ病・不安障害などの精神疾患をスクリーニングすることを目的として開発され、一般住民を対象とした調査で心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度を表す指標として広く利用されている。

「神経過敏に感じましたか」「絶望的だと感じましたか」「そろそろ、落ち着かなく感じましたか」「気分が沈み込んで、何が起こっても気が晴れないように感じましたか」「何をするのも骨折りだと感じましたか」「自分は価値のない人間だと感じましたか」の6つの質問について5段階（「まったくない」（0点）、「少しだけ」（1点）、「ときどき」（2点）、「たいてい」（3点）、「いつも」（4点））で点数化する。合計点数が高いほど、精神的な問題がより重い可能性があるとしてされている。

25 **「要介護者」**とは、介護保険法の要介護と認定された者（①要介護状態にある65歳以上の者、②要介護状態にある40歳以上65歳未満の者であって、その要介護状態の原因となった心身の障害が特定疾病によるもの）のうち、在宅の者をいう。

26 **「要支援者」**とは、介護保険法の要支援と認定された者（①要介護状態となるおそれがある状態にある65歳以上の者、②要介護状態となるおそれがある状態にある40歳以上65歳未満の者であって、その要介護状態となるおそれのある状態の原因となった心身の障害が特定疾病によるもの）のうち、在宅の者をいう。

27 **「要介護度」**とは、「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年4月30日厚生省令第58号）」に定められている「要介護認定等基準時間」により分類されたものをいう。

要介護認定等基準時間の分類

- ・直接生活介助－入浴、排せつ、食事等の介護
- ・間接生活介助－洗濯、掃除等の家事援助等
- ・BPSD関連行為－徘徊に対する探索、不潔な行為に対する後始末等
- ・機能訓練関連行為－歩行訓練、日常生活訓練等の機能訓練
- ・医療関連行為－輸液の管理、じょく瘡の処置等の診療の補助等

（1）要支援 1

上記5分野の要介護認定等基準時間が25分以上32分未満である状態又はこれに相当する状態

（2）要支援 2

要支援状態の継続見込期間にわたり継続して常時介護を要する状態の軽減又は悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれ、上記5分野の要介護認定等基準時間が32分以上50分未満である状態又はこれに相当する状態

（3）要介護 1

上記5分野の要介護認定等基準時間が32分以上50分未満である状態又はこれに相当する状態

（4）要介護 2

上記5分野の要介護認定等基準時間が50分以上70分未満である状態又はこれに相当する状態

（5）要介護 3

上記5分野の要介護認定等基準時間が70分以上90分未満である状態又はこれに相当する状態

（6）要介護 4

上記5分野の要介護認定等基準時間が90分以上110分未満である状態又はこれに相当する状態

（7）要介護 5

上記5分野の要介護認定等基準時間が110分以上である状態又はこれに相当する状態